令和2年4月6日

東大阪市立学校園長様

東大阪市教育委員会

令和2年度新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業について（通知）

令和2年3月24日付文部科学省元文科初第1780号通知において、「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」が示されました。
　その後、令和2年4月1日付文部科学省事務次官2文科初第3号通知「『Ⅱ.新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の改訂について」及び令和2年4月3日付大阪府教育委員会教育長教小中第1072号通知「市町村立学校園における臨時休業等の措置について」がありました。
　本市といたしましては、学校園における4月8日以降の対応について、本市新型コロナウイルス危機管理対策本部会議の協議を踏まえ、下記の通り臨時休業といたします。

記

〇期　間　　令和2年4月8日（水）～令和2年5月6日（水）までを臨時休業とする。

〇対　象　　東大阪市立幼稚園・幼稚園型認定こども園（1号認定児に限る）

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校

〇とりわけ、次に示した点には十分に留意すること

１．臨時休業の実施にかかる考え方について【幼・こ・小・中・高】

◎法的根拠

　　学校保健安全法（昭和33年法律第56号）参照

　　（臨時休業）

　　第20条 学校の設置者は、感染上の予防上必要のあるときは、臨時に学校の全部または一部を休業とすることができる

２．学習指導に関する事

（１）家庭学習について【小・中・高】

◎臨時休業中に児童・生徒が授業を十分に受け取ることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。

◎特に、令和元年度に指導できなかった学習内容には留意すること。

◎また、令和2年度の教育課程の実施については、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時期間中に課す等の工夫をすること。

◎児童・生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童・生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供することが重要であること。その際、文部科学省や大阪府教育庁のホームページの学習コンテンツを活用することも考えられること。

●文部科学省「子供の学び応援サイト」

<https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm>

●経済産業省「学びを止めない未来の教室」

<https://www.learning-innovation.go.jp/covid_19/>

●大阪府教育庁ＨＰ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

●大阪府教育センターＨＰ

<http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/child.html>

（２）登校日の設定について【小・中・高】

◎４月８日（水）・９日（木）・１０日（金）のうち２日間程度は、学級発表、教科書配布、就学援助申請書配布等を行うため、学年ごとの時差登校や、その他感染症拡大防止策を講じた上で、登校日を設けるものとする。ただし、保護者から感染が心配で登校させたくないと相談を受けた場合は、無理に登校を促すことのないよう配慮すること。

◎小学校及び義務教育学校前期課程においては、４月１３日からは、自主登校を実施するので、詳細は別紙１「新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の小学校及び義務教育学校前期課程の自主登校事業実施要綱」及び別紙２「自主登校事業（TRY教室事業）実施要領①」を参照すること。

◎中学校及び義務教育学校後期課程においては、４月１３日からは、自主登校を実施するので、詳細は別紙３「新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の中学校及び義務教育学校後期課程の自主登校事業実施要綱について」及び別紙４「自主登校事業（TRY教室事業）実施要領②」を参照すること。

◎高等学校においては、４月１３日からは、分散登校を実施する。

◎登校日や自主登校日について、登下校時の際、「愛ガード協力員」の方への依頼は控える。

（３）その他の指導の工夫について【幼・こ・小・中・高】

◎登校園日の設定や家庭訪問等を行い、定期的に健康状態や学習状況の把握を適切に行うこと。

３．教科書の取扱いに関する事【小・中・高】

◎入学式や学年登校日、自主登校日の際に、各学年に納入された教科書が、遅滞なく児童・生徒に給与されるよう対応すること。また、登校日等に学校へ登校できない児童生徒についても配慮し、教科書を給与すること。

４．非常勤職員等の業務体制の確保に関する事【幼・こ・小・中・高】

◎学校園の実情に応じ、非常勤講師を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すこと。

５．部活動について【中・高】

　◎部活動については、実施しない。

６．その他

（１）泊を伴う行事（修学旅行等）の実施に関する事【小・中・高】

◎当面の措置として、教育的意義や児童・生徒の心情等にも配慮し、中止ではなく延期扱いとすることを検討すること。

　（令和２年３月２７日付　東大阪市教委通知「泊を伴う行事の実施について」参照）

（２）修学旅行以外の学校園行事の実施に関する事【幼・こ・小・中・高】

◎参観日、遠足や運動会などの学校園行事については、当面の措置として、教育的意義や園児・児童・生徒の心情等にも配慮し、中止及び延期扱い等検討すること。

◎延期を検討する際、その実施内容や方法の工夫について協議しておくことも考えられる。

◎その際、「クラスター発生のリスクが高まる３つの条件」が同時に重ならないよう十分な配慮を行った上で計画すること。また、可能な限り１つ１つの条件が発生しないようにすること。なお、３つの条件が重なる可能性がある場合は実施しないこと。

（３）公立学校園の教職員の出勤等の服務に関すること【幼・こ・小・中・高】

◎発熱等の体調不良者に係る対応⇒職免・病気休暇等

・罹患を証明する書類があればそれを根拠として必要な期間、職務に専念する義務を免除。

(提出書類としては各種休暇願・職免願等)

・期間等について

ＰＣＲ検査で陽性と判定されたもの⇒医師の出勤許可が出るまで

濃厚接触者⇒陰性の判断が出るまで

濃厚接触者とはされていないが職場で感染者が出た等⇒本人申し出の期間

　　　　(期間の最大は陰性が判明するまでもしくは１４日間)

・小学生の子どもをもつ教職員で子どもの学校園が登校禁止になった場合

　⇒必要な期間(学校から出されるおたより等を根拠書類として)

・その他感染の拡大を防止するための時差勤務や交通用具(車等)の使用の申し出については、校務(授業)に支障がない限り最大限奨励する。